

団体契約だから
**保険料が
20%割安!**

コープの 団体がん保険

更新型

コープの団体がん保険(更新型)は、
がん保険(1年契約用)の愛称です。



**がん先進医療保険金
500万円限度***

**40歳男性の場合
基本プラン**

月額保険料

1,200円



**がん女性特定手術保険
金額の全額をお支払い!***

**35歳女性の場合
基本プラン+女性専用特約**

月額保険料

950円

*詳しくは中面をご覧ください。

コープの 団体がん保険 の特長

- **がん診断保険金は回数制限がありません**
がんは再発・転移の可能性が高い病気とされています。コープの団体がん保険では、一定の条件のもとがん診断保険金を何度でもお支払いしますので、万一の再発のときも安心です。
- **上皮内がんも100%のお支払い**
上皮内がん(初期のがん)や白血病のときも、進行がんと同様にごがん診断保険金を満額お支払いします。
- **保障開始までの待機期間がありません**
第1回目の保険料が引き落とされた月の1日より保障が開始します。
- **病気治療中(糖尿病、高血圧症など)でも加入できます**
「健康状態告知書」の質問事項に該当しなければ、現在治療中でもご加入いただけます。

※上記の割引率(20%)は、被保険者が1000名以上であることを前提として20%の団体割引が適用されています。被保険者数が1000名に満たなかった場合には割引率が変わります。また、保険金のお支払い状況によっても、割引率が変更となる場合があります。

●お申し込みいただいた方(ご加入者)以外に保険の保障を受けられる方(被保険者等)がいいらっしゃる場合には、その方にも本パンフレットに記載された内容をお伝えください。●本パンフレットは、コープの団体がん保険「がん保険(1年契約用)」の概要をご説明したものです。また、お申し込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、必ずご一読ください。●詳しくは、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

お問い合わせは

取扱代理店

コープ保険サービス

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-20-1 大博多ビル4F

0120-42-3400

受付時間 / 9:00~17:30(月~土)

※コープ保険サービスは、株式会社コープライフサービスの通称名です。

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

九州支店 直轄営業課

〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-22 新日本ビル

TEL / 092-721-5056

団体保険契約者
／エフコープ生活協同組合
引受保険会社
／共栄火災海上保険株式会社

NEW!

さらに**保障が充実**

新しくなったコープの「団体がん保険」のご案内

がんにより「先進医療による療養を受けられたとき」の保障を追加

がん先進医療保険金 **500万円限度**

がん先進医療一時金 **5万円**

NEW!

いま、先進的な医療技術ががん治療に適用されています。

「先進医療」とは、一般の医療水準を超えた高度の医療技術や先進的な医療技術を用いた診断治療で、「厚生労働大臣が定める施設基準を満たす医療機関」で行なわれています。この先進医療に係る技術料は、健康保険などの公的医療保険制度の給付対象とならないため、全額自己負担になります。

〈先進医療技術の例と1件あたりの平均技術料〉

固形がんについての悪性腫瘍に対する
陽子線治療

約**2,586,000円**

※(1件あたりの平均技術料) = (各先進医療の先進医療技術に係る費用の総額) ÷ (年間実施件数)
第14回先進医療会議「平成25年度実績報告(平成24年7月1日～平成25年6月30日)」を基に共栄火災にて算出

がん先進医療特約で保障※

- 1回の先進医療について500万円を限度として、公的給付の対象とならない先進医療の技術料(実費)を保険金としてお支払いします。
- がん先進医療保険金が支払われるとき、がん先進医療一時金として5万円をお支払いします。

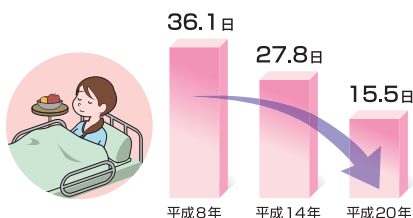
がん通院保険金が日帰り入院でも対応可能になりました。

NEW!

がん治療のための必要な入院日数は減少し、日帰り入院で済む治療も増加しています。

医療技術の進歩にともない、がん治療における入院日数は短くなる傾向にあります。従来入院で行っていた治療の一部は通院により、治療可能となる症例も多くなっています。

(例) 乳がんの平均入院日数の推移



※平成8・14・20年度患者調査 退院患者平均在院日数

日帰り入院も対応※

- がん入院保険金が支払われる場合で、入院前または退院後に通院されたときにがん通院保険金をお支払いします。

※詳しくは中面の保障内容をご覧ください。

コープの「団体がん保険」は、暮らしに役立つ各種サービスをご用意しています。

1.まごころ健康ダイヤルサービス

- ①健康・介護相談…24時間365日 健康・介護に関し、通話料無料ダイヤルにて専門スタッフが相談をお受けいたします。
(毎日の健康づくりや、病気の症状などについての相談。全国の医療機関の情報提供など)
 - ②年金相談…毎週 火・水・木曜日 10:00～17:00(祝日・年末年始を除く) 公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。
 - ③税務相談…毎週 水曜日 10:00～17:00(祝日・年末年始を除く) 税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。
 - ④法律相談…毎週 水曜日 10:00～17:00(祝日・年末年始を除く) 法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。
- ※なお、②～④の年金・税務・法律相談は、当日10時より先着順で予約受付を行っています。
ご予約で一杯になり、お断りすることもありますので、早めのお電話をお願いします。

2.インターネットによる介護情報サービス

健康介護に関するホームページ「健康介護情報サービス」で、有益な情報提供を行っております。
専門の相談員が電子メールで介護相談を受付、電子メールで直接お客さまのもとへご回答いたします。

【ホームページアドレス】<http://www.kyoeikasai.co.jp/personal/information.html>

3.自宅で受けられる「がん予防健診」サービス案内と利用割引…平日 9:00～17:00

がんの早期発見と発病予防のため、子宮頸がん検査、大腸がん検査、胃検診を自宅で受けられる業者をご紹介します。
(利用料の割引制度があります。)

心強い
サービス



保障内容

保障期間

1年ごとの自動更新
(5歳きざみ保険料)

新規加入

70歳まで
(継続は79歳まで)



- ① 組合員番号を忘れずにご記入ください。
- ② 加入者印を押印ください。
- ③ 必ず同意日（記入日）をご記入ください。
- ④ 必ず被保険者ご本人がご署名ください。
- ⑤ 必ず被保険者印を押印ください。
- ⑧ 女性専用特約なしの方は「基本プラン」または「ハーフプラン」を、女性専用特約付きの方は「基本プラン＋女性専用特約」または「ハーフプラン＋女性専用特約」を○で囲ってください。
- ⑨ 保障開始日時点での満年齢に応じた月額保険料をご記入ください。

[illegible]

●加入申込書の太枠内の項目をもれなくご記入ください。●間違って記入された場合は、2本線で抹消のうえ、訂正印を押印ください。

	基本プラン	ハーフプラン
何度でも	がんの治療への備えとして がん診断保険金 がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず(※1) 一時金として 100万円	一時金として 50万円
何日でも	治療に専念していただくために がん入院保険金 がんで入院されたとき、入院1日目から 1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
何回でも	手術費用を心配しないために がん手術保険金 がんで手術を受けたとき、手術の種類に応じて(※2) 1回につき 10・20・40万円	1回につき 5・10・20万円
退院時に	お見舞い返しなどの退院後の出費に がん退院後療養保険金 がんで継続して20日以上入院され、無事に退院されたとき 一時金として 10万円	一時金として 5万円
	通院時の医療費や交通費などに がん通院保険金 がんで入院された場合で、入院前または退院後に通院されたとき(※3) 1日につき 5,000円	1日につき 2,500円
	特定の手術を受けられた場合は別途 がん特定手術保険金 がんでがん特定手術(※4)を受けられたとき、1回につき(※2) 1回につき 100万円	1回につき 50万円
	万一のときの葬祭費用に がん葬祭費用保険金 がんでお亡くなりになって、ご親族が葬祭費用を負担されたとき(※5) 100万円限度	50万円限度
	がんの先進医療治療の備えとして がん先進医療保険金 がんにより先進医療による療養を受けられたとき(※6) 1回の先進医療につき 500万円限度	
	がん先進医療保険金のお支払いに加えて がん先進医療一時金 がん先進医療保険金が支払われるとき 一時金として 5万円	

1回の先進医療につき
500万円限度

一時金として
5万円

- 6 保障開始日時点での満年齢をご記入ください。
保障開始日は…加入申込書の提出締切日(毎月15日)の翌1日です。
- 7 「健康状態告知書」の質問事項をよくお読みいただき、質問1・2とも「いいえ(該当しない)」の方はいいえを、質問1・2のいずれかが「はい(該当する)」の方は「はい」を○で囲ってください。(健康状態告知欄が「いいえ」の方に限り、ご加入いただけます。)
- 10 保険金受取人は、原則として被保険者の配偶者または2親等内のご親族をご指定ください。
- 11 被保険者からみた保険金受取人の続柄を○で囲ってください。
- 12 「他の保険契約」について「有」の場合は、疾病入院保険金日額の総額をご記入ください。
- 13 月額保険料の合計をご記入ください。



女性専用特約 (オプション)

女性特有のがんで手術を受けられた場合に

がん女性特定手術保険金

次の手術を受けられたとき

- ①乳房切除術【注】
②子宮全摘除術
③両側卵巣全摘除術

【注】乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切除する手術をいいます。ただし、生検を除きます。

1回につき

50万円



月額保険料

この保険は更新型で、**5歳刻み**で保険料が変更になりますのでご了承ください。

基本プラン ハーフプラン

男女同額の保険料となります

被保険者年齢	月額保険料	月額保険料
5～9歳	340 円	—
10～14歳	420 円	—
15～19歳	380 円	—
20～24歳	310 円	—
25～29歳	420 円	—
30～34歳	600 円	—
35～39歳	830 円	—
40～44歳	1,200 円	—
45～49歳	1,680 円	—
50～54歳	2,600 円	1,330 円
55～59歳	3,970 円	2,020 円
60～64歳	5,800 円	2,950 円
65～69歳	7,630 円	3,860 円
70歳	9,800 円	4,940 円

→ 必要に応じて



お付けください

女性専用特約

女性のためのオプションです

月額追加保険料	被保険者年齢
10 円	5～9歳
10 円	10～14歳
10 円	15～19歳
20 円	20～24歳
40 円	25～29歳
80 円	30～34歳
120 円	35～39歳
170 円	40～44歳
220 円	45～49歳
250 円	50～54歳
280 円	55～59歳
280 円	60～64歳
270 円	65～69歳
270 円	70歳

●被保険者年齢は、被保険者(保険の保障を受けられる方)の保障開始日時点での満年齢です。

●保障期間は、保障開始後最初に到来する1月1日の午後4時までとなります。ただし、特段のお申し出をされない限り、毎年同じ保障内容で満79歳まで自動的に継続されます。(継続の際には、毎年1月1日時点での満年齢に応じた保険料が適用されます。)

71歳～74歳の月額保険料:

基本プラン 9,800円
女性専用特約 270円

ハーフプラン 4,940円

75歳～79歳の月額保険料:

基本プラン 12,070円
女性専用特約 270円

ハーフプラン 6,080円

●上記の保険料は、被保険者が1000名以上であることを前提として20%の団体割引が適用されています。被保険者数が1000名に満たなかった場合には割引率が変更となります。また、保険金のお支払い状況によっても、割引率が変更となる場合があります。

健康状態告知確認書～正しく告知いただくためにご確認いただきたい事項～

1. 告知の重要性について

□損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の保障を受けられる方(以下、「被保険者」といいます。)には健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。

2. 健康状態告知書にはありのままを告知(ご記入)ください

□ご加入にあたっては、「健康状態告知書」の質問事項(過去の傷病歴、現在の健康状態等)について、事実をありのままに正確に告知してください。

□書面にてご回答いただいたことが告知となります。契約者、代理店または保険会社社員にお話しただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人(満15歳未満のときは親権者)が、健康状態告知書にご回答ください。

3. 正しく告知いただかなかった場合の取扱い

□「健康状態告知書」の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、保険会社は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただくことがあります。

□告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

4. 傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

□保険会社では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、「健康状態告知書」の質問事項のご回答内容から、ご加入をお断りさせていただくこともあります。

5. 告知いただいた内容の保険会社による確認について

□保険会社社員または保険会社が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

6. 保険責任の開始期前の発病等の取扱い

□ご加入いただいた保険の保障が開始される時期を保険責任の開始期といいます。正しく告知いただいた場合でも、保険責任の開始期前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。

(※)この書面による説明および「健康状態告知書」の質問事項にご不明な点がありましたら、どのようなことでも代理店または保険会社社員にご質問いただき、全てご理解いただいた時点でご加入いただきますようお願い申し上げます。

(※)ご加入者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの確認書に記載された内容をお伝えください。

(※)この健康状態告知確認書は、ご加入後に送付させていただく加入者証と一緒に大切に保管してください。

健康状態告知書の補足事項

〈全般的な事項〉

□「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

□「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをすることをいいます。

□「投薬」または「服薬」とは、医師による薬の処方およびその薬を服用することをいい、以下のケースは含みません。

●市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為

●医師に処方されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬等)の服用

□「完治」とは、病気やケガが完全に治り、医師の治療・投薬・通院・経過観察などが行われていない状態をいいます。

□過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いいたします。

〈質問2について〉

□「医師の診察」には、健康診断や保険契約の申込みに伴う医師の診査は含みません。

□「手術」にはレーザー光線、ファイバースコープ、カテーテル、超音波、内視鏡による手術を含みます。また、日帰り手術も含みます。

□「健康診断」とは、健康維持および病気の早期発見のための診察・検査をいいます。(例えば、企業・学校が行う定期健康診断、採用時健康診断、自治体が行う健診 など)